

1. 宇陀市連合自治会補助金

1. 趣旨・目的

地域に基づく自主的な住民意識の確立及び自治意識の向上を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

宇陀市連合自治会の健全な育成と円滑な運営を支援し、自治意識の向上を図るために、補助を行います。

対象団体

宇陀市連合自治会

対象事業

補助金算出基礎：均等割、自治会戸数割、研修費

公募時期

補助額

上記対象事業と同じ

問合せ先

総務部 総務課
電話：0745-82-1302（IP：0745-88-9068）



2. 宇陀市自治会掲示板設置事業補助金

1. 趣旨・目的

自治会のコミュニティ活動の円滑な推進を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

自治会が行う掲示板の新設、建替え又は修繕に対する補助を行います。

対象団体

自治会

対象事業

- 掲示板の新設又は建替えに要する経費
(掲示板1基あたり新設又は建替えに要する経費の1/2以内の額とし、50,000円を限度とする。)
- 掲示板の修繕に要する経費
(掲示板1基あたり修繕に要する経費の1/2以内の額とし、20,000円を限度とする。)

公募時期

R5. 6. 1～R5. 9. 30

補助額

新設・建替え 50,000円以内 修繕 20,000円以内

問合せ先

総務部 総務課 電話：0745-82-1302 (IP:0745-88-9068)
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251 (IP:0745-88-9114)
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521 (IP:0745-88-9187)
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001 (IP:0745-88-9181)

3. 宇陀市防犯灯設置事業補助金

1. 趣旨・目的

市民の防犯意識を高め、犯罪の防止と通行の安全を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

防犯灯の新設または照明器具の更新に対する補助を行います。

対象団体

自治会等

対象事業

| | | | |
|-------------------|--------------|---------------|----------|
| 防犯灯の新設 | 支柱の設置を伴う場合 | 10,000円 (LED灯 | 14,000円) |
| | 既存支柱等に設置する場合 | 6,000円 (LED灯 | 10,000円) |
| 防犯灯の照明器具の交換に要する経費 | | 3,000円 (LED灯 | 7,000円) |

公募時期

R5. 6. 1～R5. 9. 30

補助額

3,000円～14,000円

問合せ先

総務部 危機管理課 電話：0745-82-1304 (IP:0745-88-9070)
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251 (IP:0745-88-9114)
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521 (IP:0745-88-9187)
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001 (IP:0745-88-9181)



4. 宇陀市集会所等コミュニティ施設整備事業補助金

1. 趣旨・目的

地域における住民の自主的な活動を支援し、市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

自治会等が行う集会所等の新築、改築、増築又は改修に要する経費について、予算の範囲内において補助を行います。

対象団体

市内の一定の区域を単位として多目的かつ一般的な地域的共同活動を行うために当該区域内に居住している者を構成員として任意に結成されている自治組織又は地方自治法第260条の2に基づく認可地縁団体を対象とする。

対象事業

- 新築 更地に集会所等を建築すること。
- 改築 既存の集会所等の建物の全部か一部を取り壊した後に集会所等を再建築すること。
- 増築 既存の建物の床面積等を増加すること。
(対象施設に係る増築であって、当該増改築に要する経費が30万円以上で、事業を行う延床面積が20㎡以上の事業)
- 改修 集会所等の修繕、模様替えその他集会所等の本来の機能を維持するために改良すること。
(対象施設に係る改修であって、当該改修に要する経費が30万円以上である事業)

公募時期

事業を行う前年度の9月末まで要望書に見積書の写し、図面、写真等を添付して提出
(申請できるかどうか、手続きはどのようにするのか等相談してください。)

補助額

【新築及び改築】

補助対象額の1/2以内の額であって、次に掲げる場合に依り当該区分に定める額を超えない範囲内において市長が定める額

- ① 単一自治会等で行う場合 1,000万円
- ② 2つの自治会等で共同して行う場合 1,200万円
- ③ 3つ以上の自治会等で共同して行う場合 1,500万円

【増築及び改修】

補助対象額の1/2以内の額であって、200万円を超えない範囲内において市長が定める額

問合せ先

総務部 総務課 電話：0745-82-1302 (IP:0745-88-9068)
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251 (IP:0745-88-9114)
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521 (IP:0745-88-9187)
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001 (IP:0745-88-9181)

5. 宇陀市防犯カメラ設置事業補助金

1. 趣旨・目的

住民の防犯意識を高めるとともに、犯罪の防止及び抑止を目的とします。

2. 事業内容

内容

自治会等が行う防犯カメラ設置事業に要する経費の一部を補助します。

対象団体

自治会、認可地縁団体又は宇陀市まちづくり協議会に関する規則に基づき認定した宇陀市まちづくり協議会

対象事業

- 防犯カメラの購入及び設置に要する経費
- 防犯カメラの設置を示す看板等の設置に要する経費

公募時期

R5. 6. 1～R5. 9. 30

補助額

補助対象経費の2/3以内の額（上限額20万円）

問合せ先

総務部 危機管理課 電話：0745-82-1304（IP:0745-88-9070）
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251（IP:0745-88-9114）
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521（IP:0745-88-9187）
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001（IP:0745-88-9181）

6. 宇陀市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金

1. 趣旨・目的

特殊詐欺等防止対策機器（防犯電話等）の普及促進を図り、悪質電話による特殊詐欺の犯罪被害を未然に防止することを目的とします。

内容

特殊詐欺等防止対策機器の購入及び設置に要する経費について、補助を行います。

対象者

下記の要件を全て満たす個人

- 宇陀市に居住し、かつ同一世帯に満65歳以上の世帯員が含まれていること。
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団等に該当しないこと。

対象事業

特殊詐欺等防止対策機器の購入、設置費用

【特殊詐欺等防止対策機器】

下記に該当する機能を備えた電話機又は外部接続機器

- 特殊詐欺や悪徳商法等に関する着信を自動で拒否する機能
又は
- 自動応答録音機能

公募時期

R5. 4. 1～R6. 3. 31（但し、予算の範囲内に限る。）

補助額

補助対象経費の1/2以内の額（上限額1万円）

問合せ先

総務部 危機管理課 電話：0745-82-1304（IP:0745-88-9070）
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251（IP:0745-88-9114）
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521（IP:0745-88-9187）
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001（IP:0745-88-9181）



7. 一般コミュニティ助成事業

1. 趣旨・目的

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とします。

2. 事業内容

内容

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品の整備を図ることによる活力ある地域づくり等に対しての助成を行います。

対象団体

自治会

対象事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業を対象とする。

公募時期

R5年8月頃（R6年度事業分）

補助額

100万円から250万円まで（10万円単位）

問合せ先

総務部 総務課 電話：0745-82-1302（IP:0745-88-9068）
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251（IP:0745-88-9114）
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521（IP:0745-88-9187）
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001（IP:0745-88-9181）

8. 宇陀市自主防災組織の資機材の整備に係る補助金

1. 趣旨・目的

結成された自主防災組織の資機材の強化拡充を図り、地域の共助意識の高揚を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

自主防災組織の活動のため必要となる資機材の整備に要する経費に対する補助を行います。

対象団体

市内の自主防災の活動の促進を図るため結成した自主防災組織

対象事業

自主防災組織の活動のため必要となる資機材の整備に要する経費
(但し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、補助金の交付は受けられません。)

公募時期

R5. 4. 1～R6. 3. 31
(予算の範囲内に限りますので、前年度の9月末までにご相談下さい。)

補助額

宇陀市自主防災組織の資機材の整備に係る補助金交付要綱による。

問合せ先

総務部 危機管理課
電話：0745-82-1304 (IP:0745-88-9070)

9. 宇陀市自主防災組織育成事業補助金

1. 趣旨・目的

自主防災の結成の促進を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

市内の自主防災の活動の促進を図るため結成した自主防災組織に対する補助を行います。

対象団体

市内の自主防災の活動の促進を図るため結成した自主防災組織

対象事業

補助の対象となる経費は、次のいずれにも該当するものとする。

- ① 防災訓練
- ② 防災知識の啓発活動
- ③ 自主避難所の運営に関する経費
- ④ 災害用備蓄品の購入に関する経費
- ⑤ その他自主防災組織の設立や運営等に必要な活動

公募時期

R5. 4. 1～R6. 3. 31

(予算の範囲内に限りますので、前年度の9月末までにご相談下さい。)

補助額

当該年度の4月1日現在の世帯数に基づき算定

問合せ先

総務部 危機管理課
電話：0745-82-1304 (IP:0745-88-9070)



10. コミュニティ助成事業(自主防災分)

1. 趣旨・目的

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とします。

2. 事業内容

内容

自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に要する経費について、自治総合センターの決定に基づき助成金を交付します。

実施主体：一般財団法人 自治総合センター

対象団体

自主防災組織

公募時期

R5年9月頃（R6年度事業分）

補助額

30万円から200万円まで（10万円単位）

問合せ先

総務部 危機管理課
電話：0745-82-1304（IP:0745-88-9070）

11. 宇陀市国際交流推進事業補助金

1. 趣旨・目的

地域における国際交流事業の推進を図り、国際感覚豊かな人材を育成し、個性的で魅力的なまちづくりを進めることを目的とします。

2. 事業内容

内容

外国との交流活動を通じて互いの文化の理解に努め、友好親善を図ることを目的とする活動を実施する宇陀市内の団体に対する補助を行います。

対象団体

国際交流推進事業を実施する非営利団体で、次の要件のいずれにも該当しているものとする。

- ① 宇陀市内に所在地を置き、かつ、活動の基盤を有しているもの。
- ② 非営利団体の代表者及び構成員の過半数が、宇陀市民であること。
- ③ その他市長が必要と認めること。

対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、国際交流推進事業とし、次のいずれにも該当しないものとする。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 政治及び宗教に関する事業
- ③ その他市長が不相当と認めた事業

公募時期

R5年4月～R6年3月末
(但し、前年度の9月末までにご相談下さい。)

補助額

40,000円 × 2団体

問合せ先

政策推進部 政策推進課
電話：0745-82-3910 (IP:0745-88-9094)



12. 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

1. 趣旨・目的

過疎集落の生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために、地域運営組織等が行う取り組みを支援することにより、継続的な集落の維持、活性化を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

集落の維持・活性化のため、基幹集落を中心に複数集落で構成される「集落ネットワーク圏」における取組を支援するため、交付金を交付します。

対象団体

まちづくり協議会等（地域運営組織）

対象事業

地域コミュニティ組織による活性化プランの策定、活性化プランに基づく日常生活支援機能の確保や地域産業の振興に係る事業等を対象とする。

○地域の総合サービス拠点整備・定住支援・見守りサービス・小さなビジネスの展開（特産品開発等）等

公募時期

R5年12月～R6年1月（R6年度事業分）
（但し、事前にご相談下さい。）

補助額

上限1,500万円

但し、以下の事業を実施する場合は、上限額を下記のとおりとする。

①専門人材を活用する事業（2,000万円）

②ICT等技術を活用する事業（2,500万円）

③上記①・②を併用する事業（3,000万円）

（上乗せ分は、①、②、③の事業のみに充てることのできるものとする。）

問合せ先

政策推進部 企画課
電話：0745-82-1362（IP:0745-88-9074）

13. 地域受入協議会支援事業補助金

1. 趣旨・目的

移住・二地域居住に向けた活動を行う地域受入協議会の支援を目的とします。

2. 事業内容

内容

移住・二地域居住に向けた活動全般に対する助成を行います。

対象団体

まちづくり協議会、NPO（特定非営利活動法人）、ボランティア団体

対象事業

地域受入協議会の運営、勉強会、空き家情報の収集等、先進地視察、受入のルール・移住者サポート体制作り

公募時期

R5年4月～R6年3月末

補助額

上限50万円

問合せ先

政策推進部 政策推進課
電話：0745-82-3910（IP:0745-88-9094）

14. 宇陀市いきいき地域づくり補助金

1. 趣旨・目的

まちづくり協議会の活動に対する補助を目的とします。

2. 事業内容

内容

宇陀市まちづくり協議会に関する規則に基づき認定した「宇陀市まちづくり協議会」を対象として、その活動に対する補助を行います。

対象団体

まちづくり協議会

対象事業

まちづくり協議会が実施する事業であり、次に掲げるもの。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ①地域の保健、医療及び福祉に関する事業 | ⑤地域の課題及び問題を解決する事業 |
| ②地域の環境美化及び保全に関する事業 | ⑥個性豊かな地域社会を実現する事業 |
| ③地域の産業及び経済が活性化する事業 | ⑦地域の活力を創造する事業 |
| ④地域の教育及び文化の振興に関する事業 | ⑧その他市長が必要と認める事業 |

公募時期

R5年4月～R6年3月

※対象団体には、4月上旬にご案内します。

補助額

地域の人口及び面積等を勘案し決定（下限350千円）

問合せ先

政策推進部 政策推進課
電話：0745-82-3910（IP:0745-88-9094）

15. 宇陀市いきいき地域づくり補助金(活動支援分)

1. 趣旨・目的

少子高齢化が進む宇陀市において、市民協働による宇陀市を推進していくため、まちづくり協議会において市が提案する事業を実施していただくことにより、持続可能なまちづくり協議会活動を支援することを目的とします。

2. 事業内容

内容

まちづくり協議会が、市から提案する事業を実施するにあたり補助を行います。

対象団体

まちづくり協議会

対象事業

まちづくり協議会が実施する事業であり、次に掲げるもの。
①安心して暮らせる地域づくり（集落活動サポート、生活支援サポート、ワンコインサービス）
②移住定住による地域づくり（空き家解消、定住サポート）
③地域資源の活用（特産品開発、マルシェ等）
④地域文化と地域財産の活用（観光資源の整備、観光マップ、冊子作成等）
※各事業に係る補助額については、別途定める。

公募時期

R5年4月～

補助額

事業費全体で100万円以内

問合せ先

政策推進部 政策推進課
電話：0745-82-3910（IP:0745-88-9094）



16. 宇陀市空き家対策・起業者支援事業補助金

1. 趣旨・目的

年々空き家が増える中、空き家活用を推進するため、起業者に対して支援し、地域の活性化を促すことを目的とします。

2. 事業内容

内容

空き家の活用を推進するため、起業者に対し施設改修、設備投資等に必要な経費の一部について補助金を交付します。

対象団体

- ①空き家を購入、賃貸した日から1年を経過していないこと。
- ②市内で引き続き2年以上事業を営むことが見込まれること。
- ③事業に関して自治会等の理解を得ていること。
- ④空き家を賃貸の場合、所有者の承諾を得ていること。
- ⑤市税を滞納していないこと。 ほか

対象事業

- ①施設改修・・・施設の機能、性能を維持または向上させるための修繕、補修等の工事費（但し、市内の事業所と契約して行う事業）
- ②設備投資・・・自己の事業活動に用いる有形固定資産に対して行う投資経費
- ③家財道具処分費・・・空き家に残存する器具、家具、衣装の搬出、廃棄に要する費用
- ④家賃補助・・・空き家の所有者と賃貸契約する場合は、12カ月分の家賃

公募時期

R5. 4. 1～
（但し、R6. 3. 31までに完了する事業であること）

補助額

- ①施設改修費と②設備投資費の補助対象経費の上限額（400万円）
 - ③家財道具処分費の上限額（20万円）
 - ④家賃補助の上限（36万円）
- いずれも補助率は宇陀市まちづくり協議会2/3、宇陀市民1/2、宇陀市外1/3

問合せ先

政策推進部 政策推進課
電話 0745-82-3910 (IP:0745-88-9094)

17. 宇陀市地域活性化推進事業補助金

1. 趣旨・目的

地域の特性を生かし個性ある地域の振興を図るため、住民が主体となり、地域の活性化を推進することを目的とします。

2. 事業内容

内容

地域の特性を生かし個性ある地域の振興を図るため、住民が主体となり、地域の活性化を推進する事業に要する経費について補助を行います。

対象団体

市内団体

対象事業

地域の特性を生かし個性ある地域の振興を図るため、住民が主体となり、地域の活性化を推進する事業

公募時期

R5年4月～R6年3月末（但し、前年度の9月末までにご相談下さい。）

補助額

各事業単位で補助額を決定

問合せ先

政策推進部 政策推進課 電話：0745-82-3910（IP:0745-88-9094）
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251（IP:0745-88-9114）
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521（IP:0745-88-9187）
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001（IP:0745-88-9181）

18. 宇陀市まちづくり活動応援補助金

1. 趣旨・目的

元気で個性豊かな地域づくりやまちづくりをめざす団体が自ら企画立案し実施する活動を支援する公募型補助金。

2. 事業内容

内容

市民による主体的及び地域の個性を生かしたまちづくりを推進し、市の発展に寄与することを目的とする事業に要する経費について補助を行います。

対象団体

対象となる団体は、次の要件の全てに該当するものとする。

- ①市内で主に活動し、3人以上で構成されている（うち半数以上が市内に在住、在勤又は在学）。
- ②定款、規約、会則などがあり、それに基づいて活動が行われている。
- ③政治活動、宗教活動、営利を目的としない団体である。

対象事業

市内において補助の対象となる団体が実施する新規又は既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり事業で、次のいずれかに該当するもの。

- ①産業・ものづくりの振興
- ②観光振興
- ③健康・福祉の推進、児童生徒の健全育成推進
- ④芸術・文化・スポーツなど生涯学習の振興
- ⑤景観美化、環境保全、地域の安全推進
- ⑥その他地域の活性化につながる事業

公募時期

R6年3月頃（R6年度事業分）

補助額

上限50万円

問合せ先

政策推進部 政策推進課
電話：0745-82-3910（IP:0745-88-9094）



19. 宇陀市不法投棄防止施設設置事業補助金

1. 趣旨・目的

国・県道及び市の管理する道路から不法に投棄される廃棄物により、公衆衛生や生活環境の保全上支障が生じる恐れがある場合において、その被害を防止することを目的とします。

2. 事業内容

内容

不法投棄防止施設（防止柵・防止網等）の設置に要する資材費に対する補助を行います。

対象者

上記の趣旨・目的のため、宇陀市内の土地に防護柵等を設置する者

対象事業

- ①防止柵
- ②防止網
- ③その他市長が適当と認めたもの

公募時期

R5. 4. 1～R6. 3. 31（但し、前年度の9月末までにご相談下さい。）

補助額

設置に要する経費が1万円以上10万円以下でその1/2以内

問合せ先

市民環境部 環境対策課
電話：0745-82-2202（IP:0745-88-9078）

20. 宇陀市集団資源回収助成金

1. 趣旨・目的

再生利用可能な一般廃棄物の集団回収を促し、一般廃棄物の減量及び資源の再利用を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

再生利用可能な一般廃棄物の集団資源回収活動を自主的に行う団体に対する資源回収助成を行います。

対象団体

営利を目的としない地域住民で組織する団体
※事前に登録が必要です。

対象事業

一般廃棄物の集団回収を年2回以上行い、集団回収した資源を宇陀市集団資源回収助成金交付要綱第4条の規定により登録した業者に回収を依頼するもの。

公募時期

R6年2月～R6年3月10日（予算及び事務遂行の都合上、早期にご相談ください。）

※登録団体の運営上必要な場合には、年2回（9月・3月）に分けて提出可。

区分

- (1) 3月から翌年の2月までの回収分 翌年の3月1日から3月10日まで
- (2) 3月から8月までの回収分 9月1日から9月10日まで
- (3) 3月から翌年の2月までの回収分 翌年の3月1日から3月10日まで

補助額

集団回収した資源の重量1kgにつき3円以内

問合せ先

市民環境部 環境対策課
電話：0745-82-2202（IP:0745-88-9078）

21. 家庭用生ごみ処理機及び処理容器設置費補助金

1. 趣旨・目的

資源循環型のまちづくりを目指すため、家庭用生ごみ処理機等を設置することで、家庭から出る水分量の多い生ごみを菜園等の肥料として再利用するなど効果的に処理し、誰もができるSDGsとして、ごみの減量化に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

2. 事業内容

内容

家庭用生ごみ処理機、または処理容器を設置し、ごみの減量化や再利用に取り組まれる方に対し、予算の範囲内において購入費用の一部を補助します。

対象者

下記の要件を全て満たす個人

- ①市内に住所を有し、かつ、市内において処理機等を設置される方。
- ②過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない方。
(※市税の滞納がないこと。)

対象事業

- 生ごみ処理機（電動式または手動式）の購入補助・1世帯1個まで
 - 生ごみコンポスト容器の購入補助・・・・・・・・・・1世帯2個まで
 - EMボカシ容器の購入補助・・・・・・・・・・1世帯2個まで
- ※但し、R5. 4. 1以降に購入したものに限り。

公募時期

R5. 4. 1～R6. 3. 31（但し、予算がなくなり次第、終了）

補助額

消費税を除いた購入額の1/2（限度額は以下の通り）

- 生ごみ処理機（電動式または手動式）・限度額1個まで 30,000円
- 生ごみコンポスト容器・・・・・・・・・・限度額1個につき3,000円
- EMボカシ容器・・・・・・・・・・限度額1個につき2,000円

問合せ先

市民環境部 環境対策課
電話：0745-82-2202（IP:0745-88-9078）



生ごみ処理機（乾燥型）



生ごみ処理機（バイオ型）



生ごみコンポスト容器

22. 宇陀市おはようラジオ体操推進事業補助金

1. 趣旨・目的

健康の増進及び地域のつながりを深めることを目的とします。

2. 事業内容

内容

地域全体の健康意識を高め、健康行動を起こしていく人を増やすため、地域において継続的にラジオ体操を実施する事業に対して補助を行います。

対象団体

自治会又は宇陀市まちづくり協議会に関する規則に基づき認定した宇陀市まちづくり協議会とする。

対象事業

補助対象団体が実施するおはようラジオ体操事業とし、その実施場所ごとに年間20回以上の実施が見込まれる事業

公募時期

R5. 4. 1～R6. 3. 31（但し、前年度の9月末までにご相談下さい。）

補助額

一つの実施場所につき、10,000円

問合せ先

健康福祉部 健康増進課
電話：0745-82-3692（IP:0745-88-9087）



23. 宇陀市子ども食堂運営支援補助金

1. 趣旨・目的

子ども食堂を通じて、子どもを健やかに育成するための環境整備の推進を図ることを目的とします。

事業内容

子ども食堂を運営し、食事や学習、地域住民との交流などを通して子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進する取組を実施する宇陀市内の団体に対する補助を行います。

対象団体

市内で子ども食堂を運営する団体のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- ①暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体ではないこと。
- ②政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体であること。

対象事業

次の要件のいずれにも該当している事業とする。

- ①原則として、子ども食堂の運営を1年以上継続し、かつ、年間3回以上行う予定であること。
- ②1回当たり10食以上の食事を提供できる体制が構築されていること。
- ③常時責任者を配置し、安全に配慮して実施すること。
- ④食事の提供に当たり、食中毒、食物アレルギー等への対策及び対応を行う体制が構築されていること。

公募時期

実施前にご相談下さい。

補助額

1食につき200円
※年間12万円を上限とする。

問合せ先

健康福祉部 子ども未来課
電話：0745-82-2236（IP:0745-88-9080）



24. 宇陀市いきいき百歳体操推進事業補助金

1. 趣旨・目的

介護予防及び地域のつながりを深めることを目的とします。

2. 事業内容

内容

介護予防に対する意識を高め、健康行動を起こしていく人を増やすため、地域において継続的にいきいき百歳体操を実施する事業に対して補助を行います。

対象団体

自治会又は宇陀市まちづくり協議会に関する規則に基づき認定した宇陀市まちづくり協議会とする。

対象事業

対象地域：概ね月3回以上実施され、かつ、年45回以上の実施が見込まれる団体
補助対象：いきいき百歳体操推進事業に使用する備品などの購入に要する経費

公募時期

R5. 4. 1～R6. 3. 31

補助額

一つの実施場所につき1回のみ、30,000円を上限とする



問合せ先

健康福祉部 医療介護あんしんセンター
電話：0745-85-2500（IP:0745-88-9480）



25. 宇陀市有害鳥獣捕獲共同取組事業補助金

1. 趣旨・目的

有害鳥獣による農林産物への被害防止を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

有害鳥獣（イノシシ及びニホンジカ）による農林産物への被害防止を図るため、自主的に有害鳥獣の捕獲体制を整備し、捕獲活動を行う団体に対する補助を行います。

対象団体

自治会、農家組合

対象事業

- ① 猟銃免許を受け有害鳥獣捕獲を行う人材を育成し、被害を防止するための体制を整備する経費
- ② 新たに猟銃免許を受けた者2人を含む3人以上の狩猟免許を受けている者が共同でわなを管理する経費
- ③ 有害鳥獣を適正に処理するための経費
- ④ 大量捕獲装置を購入するための経費

公募時期

R5. 4. 1～R5. 11. 30（④は、前年度に事前協議が必要）

補助額

- ① 40,000円を超えない範囲内の額
- ② 40,000円を超えない範囲内の額
- ③ 成獣1頭につき、30,000円以内の額
- ④ 大量捕獲装置の購入に要した経費の額

問合せ先

農林商工部 農林課
電話：0745-82-3679（IP:0745-88-9090）



26. 宇陀市農地・農業用施設維持管理に伴う重機借上げ補助金

1. 趣旨・目的

農地及び作業道や、用水路等の農業用施設の機能を適正に発揮し、農業経営の安定向上を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

- ①農地が自然災害（鳥獣害含む。）に起因して畦畔等が崩壊、若しくは崩壊する恐れがある場合の重機借上げ費用を補助します。
- ②農業用施設の維持管理、補修、改良を実施する場合の重機借上げ費用を補助します。

対象団体

自治会、農家組合、市内に住所を有する受益者

対象事業

- 農道、農業用排水路、ため池及び井堰の農業用施設で、受益戸数が2戸以上あるもの。
- 田及び畑で、すでに耕作若しくは耕作できる状態に、耕運等の維持管理を行っているもの。

公募時期

R5. 4. 1～R6. 3. 31

補助額

【農地】

重機の借上げ期間は、1日を限度とし、借上げ費用の1/2以内で、30,000円を超えない範囲の額

【農業用施設】

重機の借上げ期間は、2日を限度とし、借上げ費用の1/2以内で、40,000円を超えない範囲の額

問合せ先

農林商工部 農林課
電話：0745-82-3679（IP:0745-88-9090）

27. 経営体育成支援事業補助金

趣旨及び内容

農業生産の持続性を確保し、意欲ある多様な経営体の育成・確保と、それぞれの経営体が直面している課題に応じた、きめ細やかな支援の実施を通じて、意欲ある多様な経営体を育成・支援することを目的に、補助金を交付します。

※前年度に事前協議が必要

対象団体

市内で事業を実施する者

問合せ先

農林商工部 農林課
電話：0745-82-3679（IP:0745-88-9090）

28. 高齢者運転免許自主返納促進事業

1. 趣旨・目的

加齢等により自動車等の運転に不安のある高齢者に対し、運転免許証の自主返納を促進することにより、高齢者の運転による交通事故の防止を図ることを目的とします。

事業内容

運転免許証の自主返納者に対する支援として申請者に商品券（ウッピー券）により支援を行います。

対象者

下記の要件を全て満たす個人

- 宇陀市に居住し、かつ申請を行う日において満65歳以上の者。
- 令和5年4月1日以降に運転免許証を自主返納した者。
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団等に該当していないこと。

対象事業

要件を満たす高齢者に対し、1万円相当の商品券（ウッピー券）を支給します。

公募時期

R5.7.1～R6.3.31（但し、予算の範囲内に限る。）

補助額

1万円相当の商品券（ウッピー券）

問合せ先

総務部 危機管理課
電話：0745-82-1304（IP：0745-88-9070）